

業務用ウィークエンド電力

(オプション契約約款)

平成28年4月1日実施

北海道電力株式会社

1 対象となるお客さま

このオプション契約約款（以下「この約款」といいます。）は、電力契約標準約款（高圧）（平成28年4月1日実施。以下「標準約款」といいます。）14（業務用電力）（1）に該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2 約款の変更

- (1) 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。
- (2) 当社は、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、変更された税率にもとづき、この約款を変更いたします。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のオプション契約約款によります。
- (3) お客さまが変更後のオプション契約約款による契約を希望されない場合は、標準約款42（需給契約の変更）または44（需給契約の廃止）により、需給契約を変更または廃止することができます。
- (4) この約款を変更する場合には、当社は、変更内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

(1) 契約電力が500キロワット未満の場合

イ 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、新たに電気の供給を受ける前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この約款によって受けた供給とみなします。

(ロ) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、その1月の最大需要電力と減少した日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といた

します。

ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(2) 契約電力が500キロワット以上の場合

イ 使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(3) 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を(2)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(1)によって定めます。

4 休日平日区分

休日平日区分は、次のとおりといたします。

(1) 休日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

(2) 平日

休日以外の日をいいます。

5 料金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を下回る場合は、標準約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が37,200円を上回る場合は、標準約款別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(8〔その他〕(3)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2,386円80銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の休日、平日別の使用電力量によって算定いたします。

イ 休 日

1キロワット時につき	14円98銭
------------	--------

ロ 平 日

1キロワット時につき	15円99銭
------------	--------

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

6 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、原則として休日、平日別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、標準約款22(使用電力量等の計量)に準ずるものといたします。

7 契 約 期 間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行なわない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとし、当社は、継続される契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則として標準約款の業務用電力またはこの約款以外のオプション契約約款に需給契約を変更することはできません。

8 そ の 他

(1) この約款から業務用電力またはこの約款以外のオプション契約約款に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの約款に需給契約を変更することはできません。

(2) 標準約款の自家発補給電力Aとあわせて電気の供給を受ける場合は、次により取り扱います。

イ 自家発補給電力Aの料金は、標準約款17(自家発補給電力) (1)ハの料金を適用して算定いたします。

ロ 自家発補給電力Aの供給分と同一計量される場合の「基準の電力」は、原則として次のいずれかを基準として休日、平日別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Aを使用のつど選択することはできません。

なお、基準の電力の算定にあたり次の(イ)、(ロ)または(ハ)によりがたい場合は、お客さまと当社との協議により(イ)、(ロ)または(ハ)に準じて決定いたします。

(イ) 自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における4(休日平日区分)に定める休日、平日別の平均電力

(ロ) 自家発補給電力Aの使用の前3月間における4(休日平日区分)に定める休日、平日別の平均電力

(ハ) 自家発補給電力Aの使用の前3日間における4(休日平日区分)に定める休日、平日別の平均電力

(3) お客さまが希望される場合は、業務用電力に準じ、標準約款の予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の電力量料金は、その1月の使用電力量につき、5(料金)(2)を常時供給分の該当料金として算定いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

(4) 7(契約期間)(2)における需給契約の廃止または変更は、それぞれ標準約款44(需給契約の廃止)、46(解約等)または42(需給契約の変更)に準ずるものといたします。

(5) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないで電気の使用を廃止または契約電力を減少しようとする場合は、標準約款45(需給開始後の需給契約の消滅または変更)ともなう料金および工事費の精算)に準じて精算いたします。

なお、この場合、契約電力を減少しようとするときの休日、平日別の使用電力量は、契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

(6) この約款に定めのない規定については、業務用電力にかかわる規定を準用するものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この約款は、平成28年4月1日から実施いたします。

2 この約款の実施にともなう切替措置

- (1) この約款実施の際現にオプション契約約款の業務用ウイークエンド電力（平成26年11月1日実施。）により電気の供給を受け、契約期間満了の日が平成29年3月30日までとなるお客さまの契約期間は、契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行なわない場合は、7（契約期間）(1)にかかわらず、平成29年3月31日まで延長いたします。

なお、平成28年3月31日までに需給契約が成立し、かつ、料金適用開始の日が平成28年4月2日以降となるお客さまの契約期間は、契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行なわない場合は、契約期間満了の日が属する年度の末日までといたします。

- (2) この約款実施の日または料金その他供給条件を適用する日（以下「この約款の実施日」といいます。）の前後で料金率が異なる場合は、この約款の実施日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款23(料金の算定)または24(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。